

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年11月30日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

(1) 審査請求人は、平成28年11月16日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「埼玉県労働団体等社会事業補助金及び埼玉県労働者福祉協議会運営費補助金の公文書（平成27、28年度に限る）並びに同要綱」の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「埼玉県労働団体等社会事業補助金」に関しては、「埼玉県労働団体等社会事業補助金の交付決定について（埼労連）（平成27年4月9日決裁）」を含む文書16件を特定し、「埼玉県労働者福祉協議会運営費補助金」に関しては、一般社団法人埼玉県労働者福祉協議会（以下「労福協」という。）に対する補助金交付事務に係る起案文書である次のアからキまでに掲げる文書（以下「本件対象文書ア～キ」という。）7件を特定した。

ア 「平成27年度埼玉県労働者福祉協議会運営費補助金交付決定
（平成27年6月3日決裁）」

イ 「平成27年度埼玉県労働者福祉協議会運営費補助金支出命令
（平成27年6月15日決裁）」

ウ 「埼玉県労働者福祉協議会運営費補助事業に係る現地調査の実施について
（平成28年3月16日決裁）」

エ 「平成27年度埼玉県労働者福祉協議会運営費補助金の確定について
(平成28年3月31日決裁)」

オ 「平成27年度埼玉県労働者福祉協議会運営費補助金額確定(精算)
(平成28年3月31日決裁)」

カ 「平成28年度埼玉県労働者福祉協議会運営費補助金交付決定
(平成28年6月16日決裁)」

キ 「平成28年度埼玉県労働者福祉協議会運営費補助金支出命令
(平成28年6月24日決裁)」

(3) 実施機関は、平成28年11月30日付けで、次のa～cの部分を開示とする
公文書部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行った。

ア 「埼玉県労働団体等社会事業補助金」に関する文書

a 「個人の氏名」「個人の電話番号」「個人の勤務先」「個人の役職名」
(条例第10条第1号に該当するため不開示)

b 「法人の代表者の印影」「法人の取引先の名称」「振込先口座に関する情報」
(条例第10条第2号に該当するため不開示)

イ 本件対象文書ア～キ

c 「法人の代表者の印影」「振込先口座に関する情報」
(条例第10条第2号に該当するため不開示)

(4) 審査請求人は、実施機関に対し、平成28年12月8日付けで本件処分の取消し
と、不存在を理由として不開示となった領収書の開示を求めて審査請求(以下「本
件審査請求」という。)を行った。

(5) 当審査会は、本件審査請求について、平成29年5月17日に実施機関から条例
第24条に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。

(6) 当審査会は、平成29年5月31日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、領収書を開示する裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

本件対象文書ア～キに領収書がないことは不当である。議員の政務活動費の領収書すら信用できない世の中である。領収書の添付なしに貴重な県民の税金を支出するとは信じられない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象文書について

実施機関は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及び埼玉県労働者福祉協議会運営費補助金交付要綱（平成10年労働商工部長決裁。以下「要綱」という。）に基づき、労働者の福祉の向上を図るため、労福協に対して、運営に必要な経費の一部について、毎年度補助金の交付事務を行っている。

本件対象文書ア～キは、平成27・28年度に行った上記補助金交付事務に関して実施機関が作成した文書である。

(2) 本件処分の理由について

審査請求人が開示を求めている領収書は、労福協が補助金の交付対象となる事業を行った際、取得した証拠書類と解されるが、実施機関はこれを保有していない。

労福協に対する補助金の交付事務は、規則及び要綱に基づき実施しており、労福協が実施機関に提出する書類は明確に定められている。

規則第13条に基づき補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した報告書を知事に提出することとなっている。この報告書の様式は、要綱第11条で定められており、要綱第12条で「規則第13条の報告書には、労福協の事業実績及び収支決算を記載した書類を添付しなければならない。」と規定しているが、領収書の添付は規定されていない。

また、審査請求人は本件対象文書ア～キに領収書が添付されていないことは不当

であり、領収書の添付なしに補助金の支出を行うとは信じられないと主張するが、規則第14条に基づき、知事は、規則第13条の報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知することとなっている。

この規則第14条及び第20条（立入検査の規定）に基づき、実施機関では補助事業終了時、職員による労福協への立入検査を行っている。立入検査に当たっては、帳簿や領収書等の現物を確認するとともに、法人の運営に責任を持つ役員から説明を受けるなどして、不適正な支出が行われていないか精査している。

また、要綱第14条により、労福協は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管することになっている。知事は、必要と認める場合は、規則第20条に基づき、職員にこれらの証拠書類を再度検査させることができる。

補助事業に関する証拠書類は大量かつ多岐にわたり、その全てを提出させることは困難である。補助事業終了時には必ず立入検査で証拠書類を確認しており、疑義等が生じた場合は改めて立入検査を実施することも可能である。そのため、要綱で領収書の提出は求めておらず、また、実際に実施機関に対し提出されていないものである。

審査請求人は、領収書の不存在は不当であるとしているが、実施機関は、規則及び要綱に基づいて適正な事務処理を行っているものであり、不当という指摘は当たらないと考える。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

本件開示請求に対して、実施機関は「埼玉県労働団体等社会事業補助金」に関する

る文書16件及び本件対象文書ア～キ7件を特定し、本件処分を行った。本件対象文書の開示に当たり、審査請求人から本件対象文書ア～キ中に領収書がないことについて質問があり、実施機関では保有していない旨の説明を行った。これに対して審査請求人は、領収書が添付されていないのは不当である旨主張し、本件審査請求を行った。

そこで、当審査会は、実施機関が領収書を保有しているか否かについて検討の上、本件処分の妥当性について判断する。

(2) 本件処分の妥当性について

労福協への補助金交付事務は規則及び要綱にのっとり行われることとなっており、労福協が実施機関に提出する書類は、規則第13条並びに要綱第11条及び第12条で定められている。

規則第13条で「補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（・・・略・・・）は、知事が定めるところにより、補助事業等の成果を記載した報告書を知事に提出しなければならない。」とされ、労福協は実施機関に対し、補助事業の成果を記載した報告書を提出することとなっている。

上記の報告書については、要綱第11条で「規則第13条の報告書の様式は、様式第6号のとおりとし、補助事業終了後速やかに提出しなければならない。」と定めるとともに、要綱第12条で「規則第13条の報告書には、労福協の事業実績及び収支決算を記載した書類を添付しなければならない。」と定めている。

以上のとおり、規則及び要綱で定められた実施機関への労福協の提出書類は、報告書及びそれに添付した事業実績並びに収支決算を記載した書類とされており、領収書の提出は義務付けられておらず、また、実際に提出されていないことが認められる。

次に、規則第14条で「知事は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補

助金等の額を確定し、補助事業者等に通知するものとする。」と定められ、規則第20条で「知事は、必要があるときは、補助事業者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事務所、事業場等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。」と定められている。実施機関は、不適正な支出の有無の十分な確認を行うため、これらの規定に基づいて労福協への立入検査を毎年行っている。立入検査では、帳簿や領収書等の現物の一部の確認を行い、また役員から説明を受けているが、その際、領収書の提出は求めておらず、実際に提出されていないことが認められる。

以上のことから、実施機関は規定上及び實際上、領収書を保有していないことが認められるため、本件処分は妥当である。

なお、審査請求人及び実施機関のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

市川 直子、甲原 裕子、宮原 均

審議の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|------------------------------|
| 平成29年 5月17日 | 諮問（諮問第290号）を受け、弁明書の写しを受理 |
| 平成29年 5月31日 | 実施機関から意見聴取及び審議（第三部会第124回審査会） |
| 平成29年 6月28日 | 審議（第三部会第125回審査会） |
| 平成29年 7月26日 | 審議（第三部会第126回審査会） |

| | |
|-------------|------------------|
| 平成29年 9月27日 | 審議（第三部会第127回審査会） |
| 平成29年10月25日 | 審議（第三部会第128回審査会） |
| 平成29年12月 1日 | 答申 |